定 例 監 査 の 結 果

1　監査の種類

地方自治法第199条第１項、第２項及び第４項並びに岡崎市監査基準第４条第１項第１号及び第２号の規定により実施する監査

2　監査の対象

都市政策部　　都市計画課、建築指導課、まちづくり推進課、住環境政策課

3　監査の実施期間

令和８年３月30日～令和８年10月26日

4　監査の対象期間

令和７年４月１日～令和８年３月31日

5　監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

6　監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

7　監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

⑴　【指摘】改善・検討を要する事項

都市計画課

現金の取扱い事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、予算決算及び会計規則に準拠した適正な処理をされたい。

⑴　現金を収納する際に、領収証書を交付していないものがあった。

⑵　誤った歳入科目に計上しているものがあった。

なお、これらの不備は現金の適正な取扱いに対する認識不足が一因であると思料されるため、今後同様の不備がないよう指導を徹底されたい。

《合規性・正確性》

⑵　【意見】意見・要望とする事項

なし